

花見小校区放課後子供教室「花見小アンビシャス広場」開始のお知らせと 運営スタッフ募集について

古賀市では、放課後に小学校の子どもたちが安心して立ち寄れる場所、さまざまな体験ができる場所として、放課後子供教室の活動を各小学校区で行っています。

このたび、現在実施していない花見小校区におきまして、下記の通り放課後子供教室を開始することとなりました。そこで、市教育委員会青少年育成課と一緒に運営していただける方を募集します。

子どもたちの成長過程において、多くの大人たちとの関わりが子どもたちの「社会性」を伸ばすと言われてい
ます。花見校区にお住いのみなさまのご協力をお待ちしております。

記

1. 放課後子供教室とは

放課後に子どもたちが地域の大人の見守りのもと安心して立ち寄れる「子どもの居場所」です。

ランドセルを背負ったまま来れる場所、異学年で遊べる場所、地域の大人の方と交流できる場所です。

2. 令和4年度活動予定日時 月 2 回(火もしくは水曜日) 令和 4 年 10 月 12 日(水)から開始予定 放課後から 16 時 30 分まで

3. 開催場所 花見小学校 グラウンド、体育館、ワークスペース

4. 運営スタッフ募集 ※裏面「花見小校区放課後子供教室の流れ」もご参照ください

(1)教育活動推進員、教育活動サポーター、ボランティアを募集します。

| | 教育活動推進員 | 教育活動サポーター | ボランティア |
|------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 活動内容 | 広場開催時のプログラムの運営を主で行う | 運営のサポート(準備・受付・片付け)、安全見守り | 安全見守り |
| 謝礼 | 700 円/時 | 500 円/時 | 無償 |
| 活動時間 | 14:30~17:00 | 14:30~17:00 の間で 2 時間 | 15:00~16:30 の間で 参加できる時間 |
| 募集人数 | 3 人程度 | 4 人程度 | 制限なし |
| 要件 | 18 歳以上(高校生不可)、 資格経験は問いません | 18 歳以上(高校生不可)、 資格経験は問いません | 16 歳以上(高校生可)、 資格経験は問いません |
| 締切 | 9月16日(金) | | 随時募集 |

(2)申込方法 「スタッフ申込書」を青少年育成課までFAXしてください。電話、メールでも受け付けます。

また、詳細を聞きたい方は、お気軽に青少年育成課までご連絡ください。

(3)説明会 運営スタッフに申し込んでいただいた方を対象に、説明会を開催します。

説明会開催日:9月28日(水) 14時から 花見小学校 会議室

【申込・問合せ先】 古賀市教育委員会青少年育成課 担当:智原・穴見

FAX:944-5794 電話:942-1172 Eメール:seisyonen@city.koga.fukuoka.jp

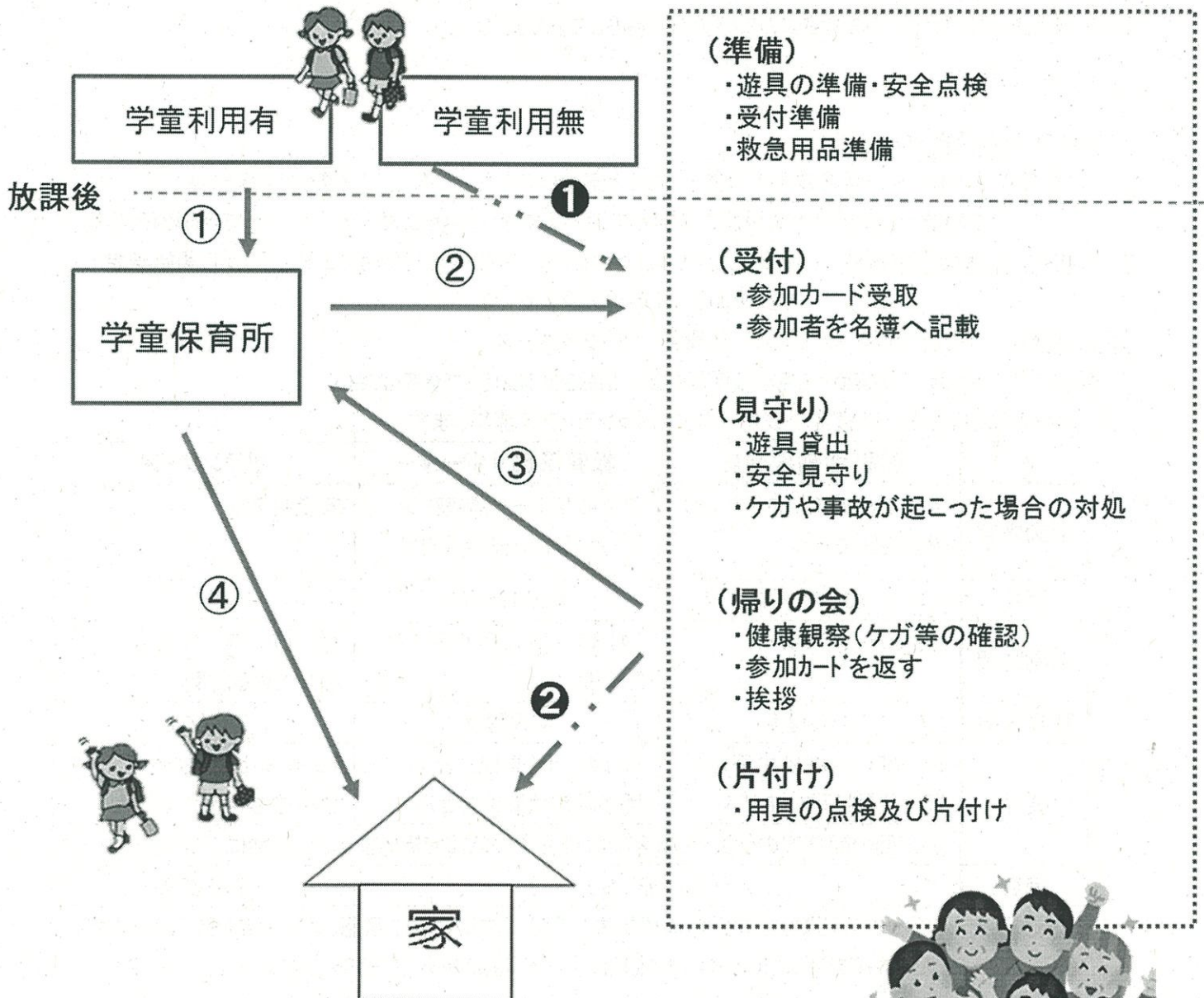
花見小校区放課後子供教室の流れ

- 参加申込を完了した児童には、参加カードを渡します。
- 広場に参加する時に、参加カードが必要です。
- 学童保育利用児童は、学童保育所へ寄ってから参加します。

学校

子どもの流れ

放課後子供教室(スタッフの流れ)



【送信先】古賀市教育委員会 青少年育成課

ファックス番号 944-5794

Eメール seisyonen@city.koga.fukuoka.jp

花見小校区放課後子供教室 スタッフ申込書

ファックスで申込される方は下記にご記入の上送信してください。また、メールで申込される方は①~⑦の項目を記載してください。

記入日:令和 年 月 日

| | |
|-----------------------------|--|
| フリガナ | |
| ①氏名 | |
| ②住所 | 〒 - |
| ③生年月日 | 昭和 年 月 日 平成 |
| ④電話番号 | (昼間に連絡の取れるものをご記入ください) - - |
| ⑤メールアドレス | |
| ⑥希望するスタッフの種類 (○をつけてください) | ① 教育活動推進員 ② 教育活動サポーター ③ ボランティア |
| ⑦特技等お持ちの方はご記入ください | 例) 将棋 ダンス |

<個人情報の取り扱いについて>

この申込書に記載された個人情報は、花見小校区放課後子供教室事業にのみに使用します。ただし、個人情報の保護に関する法律（本法第16条第3項第2及び第3号、第23条第1項第2及び第3号）に基づき、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合や、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合につき、国の機関を含む第三者に提供する場合があります。